

へいせい ねんどだい かい
平成 22 年度第 2 回

さっぽろし しょう ふくししさく かが けいかくさくていかいぎ
札幌市の障がい福祉施策に係る計画策定会議

かい ぎ ろく
会 議 録

にち じ : へいせい ねん がつ にち きん ごご じ かいかい
日 時 : 平成 23 年 3 月 4 日 (金) 午後 3 時 開会

ば しょ : さっぽろししちょうかくしょう じょうほう センター 2 階 だいかいぎしつ
場 所 : 札幌市視聴覚障がい情報センター 2 階 大会議室

1. 開 会

事務局（天田 障がい福祉課長） 本日は、お忙しい中をご出席いただきまして、ありがとうございます。

定刻より1分くらい早いですが、全員の委員がおそろいでございますので、ただいまから、札幌市障がい福祉施策に係る計画策定会議を開催させていただきます。

私は、障がい福祉課長の天田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

なお、本日の会議におきましては、公開の形にさせていただいております。傍聴希望がある場合につきましては、事前に申し込みをいただくことといたしまして、市役所の公式ホームページにおきましてご案内をさせていただきます。今回は傍聴の希望者がございませんでしたので、ご報告をさせていただきます。

なお、この後、もし傍聴者がいらっしゃった場合につきましては、随時、入室を許可したいと思っております。

それから、会議の公開、それから傍聴申し込み等につきましては、関係機関、関係団体に文書によりまして周知をさせていただいております。そのこともあわせて申し添えさせていただきます。

それでは、まず初めに、お配りしております資料の確認をお願いしたいと思います。

1枚目は次第、2枚目は座席表、3枚目は委員名簿でございます。その次に、配付資料一覧がございますので、これに沿いましてご確認をいただきたいと思っております。資料1-1の計画体系比較、A4判横の表でございます。続きまして、資料1-2の計画構成イメージ、A4判横の1枚物です。次が、資料1-3の分野ごとの課題整理、これもA4判横で、厚目の資料の合計で17ページでございます。続きまして、資料1-4の第3期障がい福祉計画の考え方につきましても、A4判横ですが、ページとしましては3ページ物になっています。これは、厚生労働省の会議が2月22日にございまして、その会議資料から関係部分について抜粋をさせていただいたものでございます。続きまして、資料2の市民意見の聴取方法について（たたき台）です。これはA4判横の2枚物になっています。続きまして、資料3の今後の主なスケジュールについて、これもA4判横で1枚物です。最後ですが、松田委員からの提出資料の福祉計画についての意見といたしまして、合計で4ページ物になっています。これはA4判縦になっています。

本日の配付資料は以上でございます。

資料につきましては、できるだけ委員の皆様にはわかりやすいように表現を心がけておりますが、一部、専門的な用語を用いている部分もございます。これにつきましては、どうかご容赦をいただきたいと思っております。あわせまして、振り仮名も可能な限り振らせていただいております。全体として文字が非常に小さいという指摘もあろうかと思っております、どうかご容赦をいただきたいと思っております。

2. 札幌市障がい福祉担当部長あいさつ

事務局（天田障がい福祉課長） それでは、開会に当たりまして、障がい福祉担当部長の村木よりごあいさつを申し上げます。

村木障がい福祉担当部長 皆さん、こんにちは。

障がい福祉担当部長の村木でございます。

本日は、ご多忙のところ、計画策定会議にご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

また、皆様方には、日ごろから札幌市の障がい福祉施策の推進に多大なるご支援、ご協力をいただき、心からお礼を申し上げます。

前回は、昨年12月22日に開催しました。その会議では、初回ということで、計画改定の概要やスケジュールなどにつきましてご議論をいただきました。この間、去る2月22日には、厚生労働省の障害保健福祉関係主管課長会議が開催されまして、次期の障害福祉計画の策定に当たっての考え方が示されるなど、国におきましても計画策定に向けての動きが見え始めております。

本日は、今年度2回目の会議となりますけれども、計画の骨子作成に向けました課題の整理や市民意見の聴取方法の検討などにつきまして議題をご用意させていただきましたので、ご審議のほど、どうかよろしくお願い申し上げます。

事務局（天田障がい福祉課長） それでは、本日ご出席いただきました委員の皆様をご紹介します。

お手元に座席表と委員名簿を配付させていただきましたので、この座席表の順に沿いましてご紹介をさせていただきます。

まず、松川敏道議長でございます。

続きまして、浅香博文委員でございます。

浅香委員におかれましては、前回の会議におきまして、ご本人の了承を条件といたしまして、本会議の議長代理にご就任いただくこととしておりました。事務局にて浅香委員に確認いたしましたところ、議長代理の就任につきましてご快諾いただきましたので、ご報告をさせていただきます。

浅香委員、よろしく願いいたします。

続きまして、上田マリ子委員でございます。

佐川俊樹委員でございます。

佐藤義夫委員でございます。

芝木厚子委員でございます。

廣岡博委員でございます。

松田靖子委員でございます。

水谷周委員でございます。

宮内博子委員でございます。

山内まゆみ委員でございます。

そのほか、細川潮委員、森一也委員につきましては、本日も欠席のご連絡をいただいております。

以上の11名の委員に本日もご出席をいただいております。各委員の所属につきましては、委員名簿をご確認いただければと思います。

続きまして、事務局をご紹介させていただきます。

改めまして、障がい福祉担当部長の村木でございます。

自立支援担当課長の小川でございます。

あとは、順次、担当係長を紹介させていただきます。

事務局（西田事業計画担当係長） お世話になっております。

事業計画担当係長の西田と申します。よろしくお願いたします。

事務局（木村就労・相談支援担当係長） 就労・相談支援担当係長の木村と申します。よろしくお願いたします。

事務局（今在宅福祉係長） 在宅福祉係長をしております今と申します。よろしくお願いたします。

事務局（安田給付管理係長） 給付管理係長の安田でございます。どうぞよろしくお願いたします。

事務局（松本事業管理係長） 事業管理係長をしております松本と申します。よろしくお願いたします。

事務局（天田障がい福祉課長） それでは、今後の進行につきましては、松川議長にバトンタッチをさせていただきます。

では、松川議長、よろしくお願いたします。

3. 議 事

松川議長 それでは、皆さん、ご苦労さまでございます。

交通機関が乱れておりまして、時間ぎりぎりに着いたという状況です。

次第に沿って議題を進めていきたいと思っております。

始める前に、皆さん方にお願いですが、これは前回もお願いしたところですが、情報保障の観点で、ご発言の際にははっきりと大きな声でゆっくりと話をさせていただくようよろしくお願いたします。それから、発言の中でわからない言葉等がありましたら、カードや手を挙げるなどサインを出していただければと思います。

では、議題（1）の計画骨子の検討（課題整理）について、事務局の方からよろしくお願いたします。

事務局（西田事業計画担当係長） 事業計画担当係長の西田と申します。

この件につきまして、私からご説明をさせていただきたいと思っております。

まず、資料は、1 - 1の計画体系比較という資料をごらんください。

この資料は、新計画の体系についてのたたき台というふうにさせていただいております。まず、計画の名称でございますけれども、障がい者保健福祉計画と障がい福祉計画と両者が似通った名前でもわかりにくいというご指摘がございました。そこで、適切なサブタイトルがないか検討しております。今回の会議につきましては、一たん括弧書きで書いておりますけれども、札幌市障がい者プランというふうに仮に設定をしましたが、この名称につきましてもご意見をいただけたらと考えております。

次に、資料の左側に現計画、右側に新計画のたたき台を記載しております。計画の構成につきましては、国の障害者基本計画などに準拠して設定させていただきました。現計画におきましても、重点課題から計画目標までそれぞれ当然ながら関連性を持たせているところがございますけれども、記載の内容がやや重複している部分がございます。そこで、新計画につきましては、それぞれの項目をなるべくシンプルにわかりやすく設定することを考えてございます。

まず、資料の右側の新計画のたたき台のところに基本理念とございますが、ここは共生社会の実現というふうに設定をさせていただいております。

次に、計画目標ですけれども、理解促進、地域移行、サービス提供基盤の充実、関係機関の連携強化と地域福祉力の向上というふうに四つに設定させていただきました。また、分野につきましては、理解促進から始まりましてスポーツ・文化まで八つ設定をさせていただいております。また、障がい福祉計画といたしまして、これは国の指針に基づきまして、数値目標、あるいは障がい福祉サービスなどの見込量につきまして掲載することを考えております。

続きまして、資料1 - 2の計画構成イメージという資料をごらんいただきたいと思います。

これは、先ほどの資料1 - 1の右側の部分をイメージとして掲載したものでございます。一番上の基本理念をもとに、左側に四つの計画目標を設定しまして、その計画目標を右の方に行きまして八つの分野ごとに施策展開をしていくという計画のイメージを考えております。今後の計画の肉づけ作業としましては、右側の八つの分野ごとに設定いたします基本方針、基本施策、あるいは主要事業を資料の一番左下に書いてございます改定のポイントとしまして、理解促進、サービス提供基盤の一層の充実、ニーズの高いサービスへの対応、地域福祉力の向上、この改定のポイントに沿いまして先ほどの肉づけ作業を進めていくというイメージで考えてございます。

以上が計画の体系につきましてのご説明でございました。

続きまして、資料1 - 3をごらんいただきたいと思います。

分野ごとの課題整理というふうにさせていただいております。

この資料は、先ほどございました八つの分野ごとに基本方針と基本施策を立てるため、各分野につきまして課題整理をするためにつくった資料でございます。この基本方針と基本

施策までが計画の骨子になると考えてございます。今回、委員の皆様方には、これらの八つの分野につきまして課題の頭出しや課題の整理、あるいは、これを踏まえました基本方針、基本施策の大枠の方向性などにつきまして、このたたき台をベースにご意見をちょうだいできればと考えております。

そこで、いただいたご意見をもとに、3月から4月にかけて一たんの骨子案を作成する予定でございます。今後の計画の肉づけ作業におきましては、この骨子案をもとにしまして、各分野の基本施策にぶら下がります主要事業、あるいは具体的な取り組みにつきまして検討していくこととなります。また、骨子案につきましても、これで確定、決まりということではなくて、今後の議論の中で微調整していくことも考えてございます。

それでは、各分野の課題等につきまして、簡単に説明をさせていただきたいと思っております。

まず、資料1 - 3の構成ですけれども、左側に現計画、右側に新計画のたたき台としておりまして、イメージで箇条書きにしております。これらは、国の重点実施5カ年計画に準拠して構成しているものでございます。

次のページには、現段階において当該で把握しております市民から寄せられている主な意見、要望、あるいは現状と課題も箇条書きで記載してございます。現在、課題整理につきましては、市役所内においても同時並行的に進めてございまして、3月中にはそれらの課題整理を取りまとめする予定で作業を進めております。

前置きが長くなりましたが、早速、内容につきましてご説明をしていきたくと思っております。

まず、1番目の理解促進についてでございます。

基本方針のイメージといたしましては、大きく二つ、共生社会の理念の普及、そして障がいに対する理解促進を掲げております。また、施策のイメージといたしまして、福祉教育から始まりまして、事業者等への理解促進というものを掲げてございます。

2ページ目に行きまして、理解促進についての現状と課題についての現段階での課題ですけれども、大きなものとしたしましては、関係機関、事業者、ヘルパー等に対する障がい福祉に関する教育、研修の充実ということで、基本的な知識から医療面など高度な知識まで、さまざまなご要望をいただいているところでございます。

続きまして、3ページ目に行きまして、生活支援の分野でございます。

この分野につきましては、この計画で最も項目が多くなる部分であると考えております。基本方針、施策のイメージといたしましては、ライフステージに応じた切れ目のない相談支援、サービス提供、あるいは繰り返しになりますが、地域福祉力との連携によりましての個々のニーズに対応した支援、あるいは基本施策といたしましては相談支援体制の充実、あるいは地域生活への移行推進というものを掲げております。

4ページ目に行きまして、現状と課題でございますが、まず、障がい福祉サービス全般といたしましては、相談支援を初めとしたサービス提供基盤の一層の充実、質と量の両方に係ると思っております。また、重度障がい児・者への対応ということで、特に重度心身障がい児・者に対する支援の充実を求める声があります。また、高齢化への対応ということで、

特に知的に障がいのある方に対しての支援を求める声があがっております。また、発達障がい者支援につきましては、ライフステージに応じた支援ということで、関係機関が連携して現在取り組んでおります。また、移動支援、あるいは交通費助成の面につきましては、移動支援の適用の拡大、あるいは精神に障がいのある方に対する運賃割引適用についての国への働きかけについて声をいただいております。

また、住まいの場の確保・充実という部分につきましては、グループホーム、あるいはケアホームを含む住まいの場の充実が地域生活をするための大きな要素の一つであるというふうに考えております。

以上が、生活支援の部分でございます。

続きまして、6ページ目にいきまして、保健・医療の分野でございます。

イメージとしましては、健康づくりから始まりまして、早期発見・早期療育、そして保健医療サービスの充実というものを掲げてございます。

7ページ目に行きまして、現状と課題につきましては、特に精神に障がいのある方に対する自立支援医療を初めとした医療費の負担の軽減につきまして声をいただいております。また、平成24年度中の策定を自指しまして、札幌市版の医療計画というものの策定の検討作業を今行っているところでございます。

また、8ページの方にいきまして、次は生活環境の分野でございます。

イメージといたしましては、広くまちづくりから始まりまして、札幌ならではの課題として雪対策、そして災害時の対応というものを掲げてございます。

9ページ目の方にいきまして、現状と課題でございますけれども、災害時の要援護者避難支援の充実という声もちょうだいしておりますし、バリアフリーの関係につきましては福祉のまちづくり条例ですとか、あるいは各部署におけるバリアフリー関連の取り組みなどにつきまして今後整理をしていきたいというふうに考えております。

10ページ目にいきまして、教育・育成の分野でございます。

このイメージですけれども、特別支援教育の充実、あるいは地域の中で共に学ぶ環境の充実というもので、相談支援から始まりまして、卒業後の支援ということを考えてございます。

11ページ目に行きまして、現状と課題につきましては、札幌市教育委員会の方で特別支援教育基本計画という計画を策定しております。今後の検討におきましては、札幌市教育委員会とも連携して課題整理を行ってまいりたいというふうに考えております。

12ページ目に行きまして、雇用・就労の分野でございます。

この分野につきましては、地域生活を支える大きな要素の一つとして、関係機関との連携のもと、就労支援の充実を図っていくというイメージを考えております。施策といたしましては、一般就労、あるいは福祉的就労の雇用の場の拡大、そして相談支援体制の充実ということを考えております。

13ページ目に行きまして、現状と課題でございますが、多く寄せられている声といた

しましては、雇用する側の障がいに対する理解促進、あるいは職場での配慮、そして相談支援などの充実といった声を多くいただいております。

続きまして、14ページ目の情報・コミュニケーションの分野でございます。

イメージとしましては、情報バリアフリー化、そして情報提供の充実などを掲げてございます。

15ページ目の現状と課題でございますけれども、いわゆる情報保障という観点から、例えば点字や音声による情報提供、手話通訳、要約筆記の充実などを掲げてございます。

最後に、16ページ目のスポーツ・文化の分野でございます。

いわゆる障がい者スポーツ、そして文化活動を支援しまして、心豊かな地域生活を支援するとともに、理解促進を図るというイメージを考えてございます。

17ページ目の現状と課題ですけれども、スポーツ大会などへのさらなる支援を求める声をちょうだいしてございます。

課題整理につきましては、早足で進めてまいりましたけれども、以上でございます。

最後に、資料1-4をごらんいただきたいと思います。

部長のあいさつでも申し上げましたけれども、厚生労働省の課長会議がございまして、その際に第3期障害福祉計画の考え方が示されております。それを、今回、情報提供させていただきたいと思っております。

資料1-4の1ページ目の基本理念、あるいは計画の基本的考え方につきましては、基本的に変更しないということになっております。計画期間につきましては、平成24年度から平成26年度までの3年間でございますが、仮称ですけれども、障害者総合福祉法の動向によりまして計画を見直す可能性があるということとなっております。

次に、2ページ目に行きまして、数値目標の設定方法についてでございますけれども、数値目標につきましては三つございます。施設入所者の地域移行、退院可能な精神障がい者に関する目標、就労支援に関する目標です。これにつきましては、後ほど資料をごらんいただきたいと思いますと思うのですが、今後、国の策定指針、あるいは北海道とも調整しながら設定していくことになろうかと思っております。

続きまして、3ページ目ですが、サービスの見込量等の設定方法でございますが、これにつきましても、基本的に考え方は従前と変更しないということになっているようです。詳細につきましては、今後示される予定となっております。

最後になりますが、4番目の作成のプロセスです。

これにつきましては、いわゆるニーズ調査の実施、あるいは自立支援協議会の活用などにより、その把握に努められたいという内容になっております。今回、自立支援法の改正によりまして、自立支援協議会が法律上位置づけられたということで、あらかじめ自立支援協議会の意見を聞くように努めなければならないということになります。したがって、次期障害福祉計画の策定に当たりまして、自立支援協議会の意見を聞くよう努めることが望ましいという考え方が示されており、札幌市としまして、今回からではなく、前回の

計画策定におきましても、自立支援協議会を含めた関係機関の意見を聞いてございますので、今回の策定につきましても同様に自立支援協議会を初めとした関係機関のご意見を踏まえて議論を進めていく予定にしております。

以上、長くなりましたが、説明を終わります。

松川議長 それでは、ただいまの事務局の説明について、ご意見、ご質問をお願いいたします。

よろしくお願ひします。

上田委員 資料の2ページの市民から寄せられている意見・要望、現状と課題などのところに「内部障がい、知的障がい、精神障がい等」と書いてあるのですが、ここに発達障がいを加えることはできるでしょうか。これは、あくまでも札幌市民の意見がこういうふうに来たので、そこに付け加えることはできないのかと思って質問いたしました。

それから、4ページの市民から寄せられている意見・要望、現状と課題などの一番下の住まいの場の確保・充実のところに、「知的・精神障がい者の」とあります。今回、一応、精神障がいの中に発達障がいが入るようになったのですが、何のためにここに私が出てきているかということをかんがみまして、発達障がいと入れていただけるのかと思っております。

それから、15ページの同じく市民のところですが、私も札幌市民ですので、選挙のことに關してです。発達障がいとか知的障がいを伴った自閉症の方の選挙のやり方なのですが、私の経験から、うちの息子は促せば何とか字は書けるのですが、前回の選挙に行きましたときに、つかつかつかと若い男女がやってきまして、いきなり字は書けますかということをお私に言われました。本来であれば、何かお手伝いすることはございますかと声をかけるのが普通ではないかと思うので、ああいう場所にいる介助者の障がいに対する知識と、もっと広い気持ちで対するという拡充を求めます。

とても嫌な経験をしましたので、早速、選挙管理委員会に行って申し入れはしましたけれども、そういうことも、札幌市民として生きていく以上、こういう計画策定の中に入れていただかないと、1票の格差は消えないし、知的障がいの方の棄権率はすごく高いのです。これは、皆さんが選挙をできるようになったら、もっと意識も変わってくると思います。

それから、ケアホームのところはどこになるのでしょうか。追加していただければありがたいと思うのですが、実は、北海道は長いこと入所から出てケアホームに移ると、何と1人100万円が出るのです。札幌市はそういう基準はないのかなと思っております。

それから、10ページの基本施策のイメージの早期療育の充実というところで、例えば乳幼児健診とかそういうところに経験のあるお母さんたちを置くペアレントメンターの充実ということをどこかに加えていただければと思います。先日も、立川市で4歳の発達障がいのお子さんを手にかけた悲しい事件がありましたので、そういうことのないように、こういうところに1個加えていただくのもどうかと思います。

多くて済みません。以上です。

松川議長 ありがとうございます。

5点でしょうか。分野ごとの課題整理という資料1 - 3の2ページ目のところですが、具体的な障がい名のところで発達障がいという名称を入れることは可能かどうか。それから、4ページ目も同じですが、具体的な障がい名として発達障がいを加えることができるかどうか。それから、15ページ目の選挙のときの問題として、障がいに対する理解というものをもっと促進するべきではないかというご指摘です。

10ページの点は、私は少し聞き取れなかったところがありましたので、もう一度お願いいたします。

上田委員 10ページの新計画たたき台の基本施策のイメージの上から2番目に「早期療育の充実」と書いてございますが、このところに括弧で追加して、いわゆるペアレントメンターという経験のあるお母さんが、発達障がいのことを余りご存じない、でも自分の子どもに産まれてしまったという方の精神的なフォローをすると。これは、あくまでも傾聴するだけですけれども、ペアレントメンターという資格を私も持っていますが、そういう事業もありまして、たしか厚労省でもお金がつくはずです。ペアレントメンターの充実ということを入れていただけるとありがたいと思いました。

松川議長 それから、もう一点は、ケアホームに関してです。これは、資料1 - 3には出てきていなかったもので、新たに加えてほしいという要望というふうにとらえてよろしいでしょうか。

上田委員 はい。

松川議長 もう少し、今の上田委員の発言にかかわってでもよろしいですし、各委員の方からまたご意見、ご質問があれば受けたいと思います。少し出してもらってから事務局の見解も少しいただきたいと思えます。

浅香委員 浅香です。

資料1 - 1の計画目標の 番に、「すべての市民が地域で安心して暮らすための地域社会への理解促進」とありますけれども、理解促進をしてもらおうという対象者がすべての市民なのかなというふうに私の文章力ではとらえました。資料2の計画目標のところにも同じことが書いてあるのですが、障がい者も当然市民ですけれども、障がいのある人もない人もお互い共生社会を目指しましょうということが基本理念にうたわれていますので、この計画目標の言い回しで言うと、単純に「すべての障がい者が」というふうになるのではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。皆さんの文章の感覚を教えてください。

もう一つは、12ページの基本方針のイメージの二つ目の丸に、「働くことを希望する障がいのある人に対する就労支援の充実を図る」と書いてあるのですけれども、基本的には障がいがあるとなかろうと、障がいが軽かろうと重かろうと就労するということが憲法でもうたわれていると思えますので、逆にこういう書き方をすると、働けない障

がい者がいるという悪いイメージの前提がつけられてしまうのではないかと、共生社会の理念からは外れるのではないかと、幾ら市民の理解を促進しても、「希望する」という書き方であれば、行政からにしても、この会議からの提案にしても、かなり弱い言い方になってしまうのではないかと感じました。

とりあえず、以上の二つです。

松川議長 ありがとうございます。

どうでしょうか。

佐川委員 佐川と申します。

全然違う質問なのですが、障がい者保健福祉計画と障がい福祉計画ということで、中身も似たような文言がいっぱいあって、整理する必要があるということでした。これは前にも聞いたことがあると思いますが、もう一度、この二つの似たような計画が分けてつくられた経緯を教えてくださいたいと思います。

それから、サービスの自己決定というところがあります。このサービスの自己決定というのはニュアンス的に頭の中に入っていないのですが、どういうことなのかをお聞きしたいと思います。

もう一つは、サービス提供の対策、それからニーズの高いサービスの対応ということで、サービスの提供とサービス支援がどういうことなのか、文章的には一つにまとめられるのではないかと気もしますが、どこが違うのかをお聞きしたいと思います。

松川議長 3点いただきました。

一たん、上田委員と浅香委員のご意見について、事務局側の見解を聞いてみたいと思います。

事務局（西田事業計画担当係長） まず、上田委員からありました資料1 - 3の2ページ目の理解促進の部分について見た目ではわかりにくいというのは、委員がご指摘のとおりだと思います。2ページ目の現状と課題の欄ですけれども、これは、今寄せられている声を箇条書きにあらわした部分であって、この部分が、即、計画にのるということではなくて、あくまでも課題整理として、この2ページ目に書いたものを踏まえて1ページ目に落とし込んでいくための作業のシートというイメージで考えておりました。当然、今、上田委員からいただいたご意見も踏まえまして、1ページ目の方針あるいは施策をつくっていくことになろうかと思っております。

ご意見をどうもありがとうございました。

また、4ページ目の住まいの確保ということですが、これも、先ほど申しましたとおり、いただいている声をもとに箇条書きをしたものでございますので、当然、発達障がいの方も同じような課題があると認識しておりますので、具体的には3ページ目の方針、施策をつくり込んでいく際にそういうことも念頭に置いてつくっていきたくて考えております。

また、15ページ目の選挙の部分ですが、分野で言うと1番目の理解促進にも非常に強くかかわってくると思っておりますけれども、公共サービス従事者などに対する理解促進の中に、

当然、選挙に従事する職員も含まれてくるかと思しますので、具体的にはそういうことで計画の中に反映させていけると考えております。

次に、ケアホームのご要望につきましては、持ち帰って検討させていただきたいと思っております。

最後に、10ページ目ですが、具体的に区役所に健康・子ども課というところがあるのですけれども、そこで精神的なフォロー、療育を行っていくということで、これにつきましても、今後の方針、施策の策定に当たっては、こういった課題も念頭に置いて検討していきたいと思っております。

次に、浅香委員からのご意見でございまして、資料1-1、あるいは資料1-2の計画目標の部分です。「すべての市民が」というところをすべての障がい者が安心して暮らすための理解促進ということですが、これにつきましても、もう一度、持ち返って詳細につきまして研究、検討をしたいと思っておりますが、イメージとしては、基本理念の障がいのある人も障がいのない人もみんなが地域で安心して暮らしていけるという意味合いでのすべての市民がということですが、それと理解促進という部分のつながり方について、持ち帰って整理してまいりたいと考えております。

また、資料1-3の12ページ目の雇用・就労の部分でございまして、働くことを希望するということですが、この部分は、これまでの国の障がい者プランなどを参照しましてここに掲載したものでございまして、浅香委員のご指摘のとおり、もうちょっと強目に出すということで、弱い言い方ではないかというご意見もあろうかと思っておりますので、これも持ち帰って整理をしたいというふうに思います。

また、佐川委員からのご指摘ですが、障がい者保健福祉計画と障がい福祉計画の二つの計画関連性、あるいは違いということだと思っております。まず、前者の障害者保健福祉計画は、障害者基本法に基づきまして策定するものでございまして、広く障がい福祉に関する基本的な計画という位置づけでございまして、当然ながら、分野も、今回は八つに分けましたけれども、広く基本的な方向性を定める計画でございまして、一方、障がい福祉計画につきましては、障害者自立支援法に基づきまして策定するものでございまして、障害者保健福祉計画で言うところの特に2番目の生活支援が深くかかわってきます。いわゆる障がい福祉サービス、これは地域生活支援事業も含まれますが、そのサービスを円滑に提供できるように、そのサービスの見込量などを定める計画となっております。障害者保健福祉計画が基本的な方針を定めるものに対しまして、障がい福祉計画の方は、もうちょっと具体的に障がい福祉サービスに関する具体的な実施計画という位置づけになるかと思っております。

今回、札幌市としましては、両者の整合性を図るため、一体的な計画として計画期間も3年間と6年間という形で合わせまして策定するというところで、今、作業を進めているところでございます。

続きまして、自己決定とはどういうことかということです。これも、国の自立支援法の策定指針で示されているところですが、いわゆる障がい福祉計画の基本理念としまして、

障がい者の自己決定と自己選択の尊重というものが一つ基本理念として定められておりまして、それを引用したものでございます。これは、行政が勝手に決めるのではなくて、障がいのある方がご自身で選んで決めるというような意味合いだと思います。また、決めるに当たっては、行政から支援することもあるかと思えます。

また、計画の記載の中で、サービスの提供、あるいは支援といった記載がどう違うのかということだと思えますけれども、サービスの方は、障がい福祉サービスをはじめとしたサービスの提供ということでございます。また、支援というのは、そういったサービスのみならず、法定化されていないところも含めた総合的な支援というイメージで書いております。

うまく説明ができなかったかもしれませんが、以上でございます。

松川議長 上田委員、今の事務局の説明についてよろしいでしょうか。

上田委員 就労のところは、私も気がつきませんでした。希望しても、しなくても、私どもは福祉就労と一般就労と呼んでおりますけれども、たとえ1,000円でも2,000円でも稼いでいれば十分貢献しているわけですから、希望するということにははまらないと思います。福祉就労でも一般就労でも何がしか社会に貢献しているわけです。

気がつきませんでした。ありがとうございました。

松川議長 浅香委員はどうですか。

浅香委員 西田係長は持ち帰ってと言いましたが、私の文章力が変なのかと思うので、もし委員の中で意見があれば言っていただければと思います。

松川議長 就労に関しては、いろいろな問題を含むところがあると思うのですけれども、浅香委員からは、みんなが働けるようにというニュアンスでしょうか。

浅香委員 せっかく、市長が元気ショップだとか元気カフェだとか区役所内に作業所の販売コーナーを設けていただいたりという努力をしていただいて、市も一生懸命やってくさっているわけですから、逆に行政自体が強いニュアンスで持っていった方が、我々障がい当事者にしても、団体にしても、一般市民にしても理解が得られるのかなと感じましたし、当然、この文言は要らないと私は思いました。

松川議長 就労ということについて、もっと行政としての支援をしっかりと充実させてほしいということですね。一方では、いろいろな働き方があって、先ほど上田委員からありましたように福祉的就労という形でも仕事をする人もいるという中では、それぞれの障がい者の状況に応じて希望するという人はいるわけですから、そういう人もいるのだということで「希望する」という言葉は残しておいてもいいということですね。

上田委員 違います。バツです。

松川議長 必要はないということですね。

ちょっと私は整理し切れていないので、この辺はもう少し事務局の方で整理していただくということになるかと思えます。

そのほか、文章的なところで、資料1-1の計画目標のところもありましたけれども、

地域社会への理解促進ということで、多分、文章的な問題なのだろうと思いますが、こういった点ももう少し見直しをしていただくということかと思えます。

今のごことに関して、ほかにご意見等がありますでしょうか。

山内委員 山内です。

私は、肢体不自由の団体なものですから、資料1 - 3の4ページの移動支援の適用拡大というところに、「通学、通所の適用拡大」という表現にはなっているのですが、私たちの子どもたちもそうなのですが、雇用・就労と考えると、通学、通所だけではなくて、一般で働きたいという希望のある人たちがいても、結局は通勤するための手だてがというところではなかなか行けない方もいらっしゃいます。ですから、拡大のところに、12ページに「対する就労支援の充実」ということも書かれていますので、通学、通所だけではなくて、通勤も入れられないものでしょうか。

松川議長 この点について、事務局、よろしいでしょうか。

事務局（西田事業計画担当係長） 山内委員からの移動支援の関係でございますけれども、4ページ目に記載してございますのは、先ほども申し上げたのですが、今寄せられている現状と課題の主なものを箇条書きという形で載せております。当然、山内委員からいただいたご意見も踏まえまして、3ページ目の基本方針、基本施策を検討していくということになるかと思えます。今後、それも踏まえて検討していきたいと思えます。

松川議長 というところでどうでしょうか。

市民から寄せられている意見・要望等というのは、具体的な現状に対しての要望であったり課題になるのですね。これ以外に、関係部局とか関係機関等の意見もいただいて、これ以外に具体的な内容が出てくるかと思えます。きょう、この場の中で委員の皆様からさらに具体的な意見をいろいろ出していただきたいと思いますと考えております。

廣岡委員 資料2ですが、障がい者団体との意見交換会の中で、知的障がいのところで札幌市手をつなぐ育成会とあります。私どもは、最近、同じような団体で同じような悩みや問題を持っているところと提携して要望したりするようになってきています。具体的に言いますと、小鳩会というものがあるのですが、そのようなことから、具体的にそれを入れるかどうかよりも、「札幌市手をつなぐ育成会など」、または「ほか」という表現にさせていただいた方がいいかなと思えます。

松川議長 これも同じような観点かと思えますけれども、事務局の方からよろしいでしょうか。

事務局（西田事業計画担当係長） 資料2につきましては、2番目の議題でこれからご説明した後にお答えしたいと思います。

松川議長 ほかにいかがでしょうか。

松田委員 松田です。

資料1 - 3の4ページの住まいの場のところに「（グループホームを含む）」と書いてあるのですが、ひとり暮らしで働いている人もいるので、そこにひとり暮らしの人

の居住支援の充実というものも入れてほしいと思います。一般就労で働いている人は家賃を1人で払えるのですけれども、作業所や福祉就労で働いている人は余りお金ももらえないので、作業工賃などしかもらえないので、そこに家賃補助みたいなものを入れてほしいと思います。

それから、移動支援のところですが、「障がい者交通費制度の拡充」と書いてあります。私は、ガイドヘルパーを使っているいろいろなところへ行っているのです。例えば、お買い物に行ったり、こういう会議も、日中のときはいいのですけれども、夜の会議などはお迎えに来てもらわなければならないのです。前にもあったように、親が共通ウィズユーカードで半額で買える介護カードみたいなものをまた入れてほしいのです。

この二つをお願いします。

松川議長 松田委員、委員から提出された資料の内容と同じ中身でよろしいですね。

2点ありましたけれども、事務局の方でよろしいでしょうか。

事務局(西田事業計画担当係長) まず、松田委員からの1点目、ひとり暮らしの方で、いわゆる作業所などでお仕事をされている方で収入が少ない方に対する家賃の補助を入れてほしいということでございますけれども、当然、それも資料1-3の3ページ目の生活支援における課題であると思いますので、そういう課題も含めて検討して、生活支援の基本方針、基本施策を考えていくことになります。

また、具体的な事業と申しますか、取組につきましては、計画の肉づけ作業の段階で議論をしております。今回は、一たん、3月から4月にかけて骨子案をつくらうと考えているのですけれども、そのときには、具体的な事業や取組までは記載せず、基本方針、基本施策をまずは組み立てる作業になります。繰り返しになりますが、当然、松田委員からご指摘のあった家賃の補助などの課題も含めて検討をすることになります。

また、2点目の移動支援の関係、あるいは交通費の助成の関係ですけれども、これも、生活支援という分野の課題になるかと思っております。これにつきましても、そういった課題、ご意見も踏まえまして、今後、検討を進めてまいりたいと考えます。

以上です。

松川議長 よろしいですか。

ほかにいかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

松川議長 ないようでしたら、この件についてはこれで終了したいと思います。

それでは、2番目の議題の市民意見の聴取方法についてです。事務局からお願いします。

事務局(西田事業計画担当係長) 私から説明をさせていただきます。

資料2をごらんいただきたいと思っております。

計画の策定に当たりまして、幅広く意見をお伺いする機会を確保しまして、そういった声を踏まえまして計画策定の検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

意見聴取の進め方などにつきまして、資料2にありますように、一たん事務局としての

検討のたたき台を作成いたしましたので、これからご提案したいと思います。その後、皆様方のご意見をちょうだいしたいと思います。

まず、資料2の1ページ目ですけれども、まず一つ目の障がい者団体との意見交換会を3回行うことを想定しております。これは、まず、課題整理をわかりやすく行ってまいりたいという趣旨で、障がい種別ごとに市内の主要団体と意見交換を行うということでございます。分野といたしましては、身体障がい、知的障がい、精神障がいです。精神障がいには発達障がいを含みます。

主要団体を掲げさせていただいております。また、先ほど廣岡委員から知的障がいの部分で育成会ほかという意見がありましたが、そのほかの団体ということも検討してまいりたいと考えております。

内容としましては、障がい者団体との意見交換ということで、行政サイドの方から、これからつくります計画の骨子案をもとに説明をさせていただきまして、それにつきまして専門的な見地から意見交換をさせていただきたいという内容でございます。

続きまして、資料の2ページ目に入りまして、市民懇話会を2回想定しております。懇話会となっておりますが、幅広く市民の方々を対象としまして、情報提供と意見交換を平日の夜間と休日の昼間に行うことを想定しております。これは、市民対行政という対立の形ではなく、障がい当事者、事業者、関係者の方にも入ってもらいまして、みんなで知恵を出し合って考えていくというスタイルを想定しております。

続きまして、3番目の障がい者による政策提言サポーター制度で実施される懇談会などによって得られた意見、情報を活用するというところでございます。松田委員にもサポーターになっていただいて精力的に活動をしていただいているところです。平成23年度につきましても、サポーターの方々がさまざまな当事者のご意見をお伺いする機会を持つというふうに聞いておりますので、そこで得られた声も計画の策定に反映させていきたいというところでございます。

続きまして、4番目の地域との意見交換、理解促進への取り組みということで、前回の会議におきまして上田委員から、意見聴取のみならず、地域の理解促進という観点からということでご意見をちょうだいした部分でもございます。事務局としましては、まず、既存のメニューを活用するというので、現在、市役所で出前講座をやっております。これは、どちらかといいますと、地域の町内会、あるいは福まちに申し込んでいただいて、こちらの方から講座で出向いていくというスタイルのものですけれども、今回、計画の策定に当たりましては、地域の方に積極的に周知し、売り込んでいくことを考えております。ということで出前講座を開催させていただいて、そこで意見交換をするということを考えております。

また、2点目としまして、地域の関係機関と意見交換、情報交換をするというものでございます。これは、今後、関係機関と相談をしていくことになろうかと思うのですけれども、松川議長が会長になっておられます自立支援協議会、水谷委員も協議会のメンバー

になっておられると思いますけれども、その地域部会というものが各区に設置されておりますので、その地域部会におきまして、この計画の改定につきまして議題の一つとして取り上げていただきまして、そこで意見交換、情報交換をさせていただけないかということも考えております。

また、例えば各区の社会福祉協議会にもこれからご相談したいと考えています。

最後に、5番目の意見募集といたしまして、これはこれまでもやってきた手法でございますけれども、例えば手紙、ファクス、電子メールなどで広く意見を募集するというところでございます。

事務局の提案としては以上でございます。

松川議長 それでは、事務局の今の説明について、ご質問、ご意見を願います。

上田委員 すごく細かいことをお聞きします。

各団体の方は社団法人をお持ちですから「(社)」になっていますが、「精神障がい(発達障がいを含む)(特非)」の「(特非)」とはなんですか。その下に米印で、「札幌市内の各障がい種別に係る主要団体を選定」と書いてありますが、ここの「特非」とは何ですか。

浅香委員 NPOです。

上田委員 そういう意味ですか。では、「特非」ではなくて、特別何とかときちんと書いてください。「特非」よりNPOの方がいいと思います。

松川議長 特定非営利活動法人を略したわけですが、表記の問題で略さない方がいいということですが、これは何かほかに書き方はあり得るのでしょうか。

上田委員 略さない方がいいと思います。

松川議長 佐藤委員、お願いします。

佐藤委員 資料2の障がい者団体の意見交換会についてですが、この団体はもう決定というとならぬのですか。

もしそうであれば、私は精神障がいの関係なのですけれども、できるだけ障がい当事者をこの会議に入れるという趣旨からいきまして、家族連合会はあくまでも障がいを持つ家族会なものですから、当事者の実態ということから言えば、きょうは欠席しておりますけれども、精神障害回復者クラブという組織がございますので、できればこの組織にも加ってもらった形で意見交換の場を設けていただければというふうに希望いたします。

松川議長 今、表記の問題の話をしてしますので、佐藤委員のご指摘はこの後に検討したいと思っております。

こういう表記の仕方だと非常に嫌なイメージがあるということで、事務局、この辺はどのように考えたらよろしいですか。

事務局(西田事業計画担当係長) まず、一般的に株式会社は「(株)」、有限会社は「(有)」、その並びで特定非営利活動法人を「(特非)」ということで、そういう略し方が一般的にはあるということです。ただ、配慮に欠けるということも今のご意見で十分

わかりましたので、「(NPO)」という表現の方がいいかなと今は考えております。

ただ、非常に長い法人格名称になるものですから、何らかの形で略した方がいいかなということで、この括弧の中に略称を記載したものです。できれば、「(NPO)」という形でいいかなというふうに思います。

以上です。

松川議長 それは、「(NPO)」でも特に問題はないわけですね。

事務局(西田事業計画担当係長) はい。

松川議長 そういうことで検討したいと思います。

それでは、佐藤委員の方から、意見交換を行う団体として当事者を、具体的には精神障害回復者クラブを加えていただきたいという意見でした。

事務局、よろしいでしょうか。

事務局(西田事業計画担当係長) 今回の資料2につきましては一たんのたたき台ですので、今、佐藤委員からのご指摘のとおり、当事者の参画という観点からは当事者の団体ということも必要なことだと思っておりますので、細川委員の所属しております精神障害回復者クラブにつきましても検討したいと思っております。ただ、これも、今後、団体と具体的な相談をしていくことになろうかと思っております。今後、そういった団体とのご相談も踏まえて決めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

松川議長 当事者の意見を聞くということは大事だと思っておりますが、そういうことで検討をしたいということです。

佐藤委員、よろしいでしょうか。

佐藤委員 はい。

事務局(天田障がい福祉課長) 天田でございます。

補足説明をさせていただきます。

市民意見の聴取方法の中で、やはり当事者のご意見をできるだけ多く伺いたいというふうに思っています。そういう意味で、第1に障がい者団体との意見交換会と書かせていただきましたが、この意見交換会も、分野別に区切って、すべての障がい種別の団体に集まっていた方がいいのか、それとも、ニーズとしては障がい種別ごとに変わるだろう、障がい特性に応じて変わるだろうということもあるというふうに考えまして、その場合については障がい種別ごとに意見交換会を開催しまして、すべての分野についてそれぞれご意見を伺うということで、どちらがいいだろうかというところで悩んでおります。そういう面では、今回、提案をさせていただきましたのは、障がい別に意見交換会を開催した方がより分野別に細かく割るよりは、障がい特性に応じた配慮をどうすべきか、支援をどうすべきかという観点でご意見をいただきやすいのではないかと考えて提案させていただいたものです。

そういった面では、この団体との意見交換会については、別な方法もあるのではないかとこの意見がもしあれば、それを伺いたかったと思っていたところです。

それから、仮に今回、障がい種別ごとに意見交換を行う場合にしても、それから分野別に意見交換を行うにしても、札幌市内にはさまざまな当事者団体がございます。当然、保護者会もございます。その方々についても、法人格を有している組織もあれば、任意団体もあります。それから、本当に数名で運営しておられる支援者団体もたくさんございます。そういった団体にどこまで網羅的に集まっていたかというのがいいのかということも悩んでおります。そういった意味では、今回、この中に書かせていただきましたのは、米印に書きましたように、主要団体としてあげさせていただいたという趣旨でご承知おきいただければと思います。

例えば、身体障がいの場合につきましても、今、四つの団体を資料として上げさせていただいておりますが、それでは中途失聴者の団体はどうか、肢体不自由者の団体もまた別に組織されています。そういった方々についても何らかの形で意見を伺いたいと思っております。当然、この中には内部障がいの方々が入っていないということもあります。そういう面では、どこまでの範囲で意見をお伺いするのがいいのか、その辺は一たんたたき台としてお示しさせていただきましたが、意見交換会を開催する前に、当然、各団体にご案内いたします。その際に、選定につきましてあらかじめ皆様のご意見をいただきたいという趣旨で出させていただきます。

そういった面では、先ほど廣岡委員からご指摘がありましたように、この団体だけなのか、これ限定なのかということ、まだこれに限定ということではありません。たたき台という形で提案させていただいたというふうにご承知おきいただければと思います。

松川議長 今、補足説明がありました。

どうぞ。

佐川委員 大田課長から言われたように、障がい別団体のほかに、やはり施策の分野別、例えば施策によっていろいろあるのだらうと思えますけれども、先ほど来出ています移動支援ですと、障がい者別というより、移動支援の施策に対する意見交換会、例えば今回の移動支援のガイドラインの意見交換会などもやっておりますので、そういう施策的なもの、意見交換会が必要な部分があるのであれば、そういう意見交換会もした方がいいと思えます。

松川議長 今の佐川委員の意見について、事務局から何かありますでしょうか。

事務局(天田障がい福祉課長) 先ほど、障がい種別団体と申し上げましたが、実は障がい種別を超えた団体もあります。一例を挙げればDPI北海道がそれに当たると思えます。では、DPIはどこに入るのかということ、障がい種別になると難しく、どこかのカテゴリーで加わっていただくのがいいのかなと考えました。

もう一つ申し上げたかったのは、やはり、各障がい種別ごとに、さらに分野別ごとという形になりますと、それぞれ集まっていたか場面がふえれば意見聴取もより幅広くということにはなると思いますが、多分、お声かけをさせていただいた際に、団体の方々についても毎回毎回分野別に集まっていたかということのも大変だらうと思っております。そういう面で、ある程度コンパクトな形で意見交換をさせていただいて、できるだけ意見を

集約するとすれば、一たんの考え方としては、障がい種別の団体で区分して意見交換会を開催させていただいた方がよろしいのではないかとおもっています。両方というのはなかなか難しいと思います。

松川議長 佐川委員、どうでしょうか。

佐川委員 いろいろ考え方はあるのでしょうかけれども、両方やれということではなくて、障がい者団体を主にして、ぜひこういう見直しのところについては障がい者全体の集まれるようなものがあるのであればやった方がいいなということです。

事務局（天田障がい福祉課長） よくわかりました。

浅香委員 私は、今、天田課長が言われた方に賛成です。私どもは身体障がいでも8つの障がい団体が入っています。内部障がいの団体もありますのでけれども、自分の障がい以外は、薄くわかっているつもりでも、なかなかわかり得ない状態にあります。年に1回、何人かずつ集まって研修会はしているのですが、聞くたびに、そうだったのか、こうだったのかとお互いの障がいを涙ながらにして発表しながらやっています。大きく分けて三つの障がいに分かれるわけですが、理想論からすると、いろいろな障がいのことをわかり合えるということは大切だと思うのですが、きょうのように2時間で終わらなければならないとか、場所の設定とかいろいろあるでしょうから、やはり当初のやり方としては、三つの障がいを分けて中身についていろいろ意見交換をする方がスムーズに運ぶのではないかとおもいますので、天田課長と同意見です。

以上です。

松川議長 ありがとうございます。

できるだけ広く意見を聞きたいというのは本当におりですが、今、浅香委員からも発言があったように、一定程度の制約がある中で効果的にどういうふうに分けるかという判断はしていかなければいけないところはあるとおもいます。事務局としても、できるだけ広くいろいろな立場の方から意見を聞きたいという考えは示されたかとおもっています。

この議題の趣旨としては、そういう考え方の中で、一応、主要団体としてこのようにあげたけれども、もしほかにあればという意向も含まれております。もし、これ以外にもあるということであれば出していただいて、もしなければこの議題はこれで終わりにしたいとおもいます。

水谷委員 水谷です。

札幌市内には、重症心身障がい児・者の守る会とか、今は在宅の重症心身障がい児・者を守る会も発足されていますので、重心の方たちの方にもぜひお声をかけていただければとおもいます。よろしくお願ひします。

松川議長 具体的に重心の団体ということですか。

事務局、よろしいですか。

事務局（西田事業計画担当係長） 重症心身障がい児・者を守る会は、障がい福祉

課の方にも要望書をちょうだいして、意見交換も行っている団体でございますけれども、計画策定に当たってそういう団体から意見をちょうだいするということも非常に重要だと思えます。

逆質問ですが、これはあえて種別で分けるとしたならば、身体の方になるのでしょうか、知的の方になるのでしょうか。

山内委員 今の重心のことでございますけれども、私たちと同じで親が当事者という考えなので、多分一緒だと思えます。私たちの団体も重複の方が結構いらっしゃるのです。

松川議長 一緒というのは身体、知的という意味ですか。

山内委員 私たちの団体にも重複の方が結構いらっしゃるのですが、重心は医療的行為の方が多いい団体なのです。ですから、身体の方と一緒に私は思うのです。

松川議長 いずれにしても、重症心身障がいの方の守る会の方の意見を聞けるようにということで、その種別はどこかというよりも、その団体に聞いてほしいということだと思えます。

では、宮内委員、お願いします。

宮内委員 今までのお話とそれと申しわけないとは思いますが、私も札幌聴覚障害者協会としては、単独で開催してほしいと思っています。身体障がいの皆さんと一緒という場所ではなく、単独で開催してほしいです。理由は、聞こえる方々のペース、または聴覚障がい者のペース、テンポが違うわけです。スムーズに意見交換をしていくためには、できれば別に開催してほしいと要望いたします。

松川議長 そういう要望です。やはり、同じ場所ではない方がいいということですが、それについて事務局はどうでしょうか。

事務局（西田事業計画担当係長） これにつきましては、本日すぐに答えが出ないものですから、持ち帰りまして検討させていただきたいと思えます。また、個別にご相談させていただくことも考えております。よろしくお願いします。

松川議長 ほかにいかがでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

松川議長 では、今、出されたご意見も含めて、この聴取方法については事務局の方で進めていただくことになるかと思えます。

それでは、議題（２）はこれで終わりたいと思えます。

次に、議題（３）です。

今後の主な作業スケジュールについて、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（西田事業計画担当係長） 資料３をごらんいただきたいと思います。

今は３月ですが、一番上に３月ということで、今回、計画骨子の検討（課題整理）ということで会議を開催させていただいております。また、具体的には３月下旬になりますけれども、関係機関、障害者施策推進協議会、精神保健福祉審議会、地域自立支援協議会にもご意見をちょうだいし、そういったご意見を踏まえまして、３月下旬から４月中

には計画骨子案をつくってまいりたいと考えております。

また、現在、さきに申し上げましたが、市役所内においても課題整理を行っておりますので、そういったものも踏まえて4月の骨子案作成に向けまして、引き続き作業を進めてまいりたいと考えております。

4月以降につきましては、計画策定会議は3回程度開催させていただきたいと思っております。具体的な作業としましては、骨子案に基づきまして、肉づけ作業、計画素案の検討作業に入っております。その間、6月から8月にかけて、先ほどの団体との意見交換、あるいは9月に広く市民との意見交換、また、出前講座等々によります情報交換等も含めまして作業を進めていくこととなります。11月になりましたら、庁内の意思決定といたしまして、企画調整会議というものからスタートいたしまして、市長副市長会議で計画素案を固めてまいります。12月になりますと、素案をもとにパブリックコメントの手続に入っております。それらを踏まえまして、平成24年の2月から3月にかけて計画の最終整理をしまして計画を公表するというスケジュールを考えております。

以上でございます。

松川議長 今の事務局からの説明について、ご意見、ご質問をお願いします。

策定会議としては5月、7月、9月に開催する予定であるということです。こういう流れの中で平成24年3月ぐらいをめどに策定を終えたいという流れということです。

よろしいですか。

(「異議なし」と発言する者あり)

松川議長 それでは、用意されている議題は以上ですけれども、全体を通して発言しておきたいことがありましたら、お願いしたいと思っております。

松田委員 先ほども触れたのですが、私の資料の中のガイドヘルパーのことで、これはいろいろなところで言っているのですけれども、毎日の通所にガイドヘルパーが自宅から迎えに来て通所先へ行くという意味ではなくて、月1回、そこで勉強会をします。OGとかOBの人たちや利用者が集まって、仕事のこととか、楽しいこととか、いろいろな会議があって、ガイドラインができていないときは施設から家までの送り迎えがオーケーだったのですが、ガイドラインができてからだめになったのです。施設までは迎えに来てもらえなくなったのです。それで、親の都合が悪くて迎えに来てもらえないときは、施設の近くのところに1人で行って、そこでガイドヘルパーに迎えに来てもらって、自宅まで帰るといったことなのです。

そこまでは、友達などがいるときは一緒に行けるのですけれども、友達も毎回毎回参加するわけではないので、ひとりぼっちのときもあります。その施設から国道に出るまでがすごく暗いところなのです。ですから、ガイドヘルパーが欲しいという意味なのですけれども、わかってもらえたでしょうか。

松川議長 非常に大事な、重要な指摘だと思います。

これも計画の中に考慮されなければいけないことだと思っておりますけれども、もし関係す

るところでご発言があればいただきたいと思ひます。

事務局の方で、これについてご発言をお願いしします。

事務局（安田給付管理係長） 障がい福祉課給付管理係長の安田と申します。

今の松田委員からのご質問内容ですけれども、通所というくりに入るのであれば認められないのです。

松田委員 終わってから、5時から7時までの夜間にやるのです。

支援員 済みません、ちょっといいですか。

通所ではないのです。そのままいるけれども、通所としてではなくて、別な行事というが、事業なのです。通所ですと、毎日通所ではない人もいらっしやるのでそこら辺は難しいのですけれども、通所ということとは全く別です。

事務局（安田給付管理係長） 日中活動の場所によって行われるミーティングですね。

支援員 例えば、日中であればガイドは必要ないのですけれども、通所ということとは全く別です。場所としては施設を使うけれども、通所でやっている中身とは違うのです。

事務局（安田給付管理係長） 別の活動だということですか。

支援員 そうです。

それで、施設までの通所を認めていただきたいということです。

事務局（安田給付管理係長） おっしゃっている趣旨はわかりました。

支援員 場所は同じであっても、やっていることの中身が通所でやっていることとは全然違うのです。

事務局（安田給付管理係長） わかりましたけれども、直ちに認めるということは難しいです。別の活動だという名目で施設内でメニューが展開されたときに、それをすべて認めるという形になれば、それは通所への利用に拡大される可能性がありますので、現時点ではその判断は難しいです。

支援員 もう一ついいですか。もし、その場所が施設ではなくて違うところであればいいということですか。

事務局（安田給付管理係長） 例えば、サークル活動というお話でしょうか。

支援員 結局はそういうことになるでしょうね。

事務局（安田給付管理係長） サークル活動等につきましては、現在、検討させていただいているところでございます。

松川議長 いずれにしても、そういう要望があり、それがこの制度の中でうまく使えないという現実があるのだということはしっかり踏まなければいけないと思ひます。ただ、この会議の趣旨、目的ということからすると、計画の策定するための検討ということになりますので、これ以上の議論はこの段階では難しいかと思ひます。

ほかにございますでしょうか。

1点、私はうっかりしていたのですけれども、計画の名称についてもご意見をいただきたいというお話がありました。それを確認しないままに次の議題に移ってしまったわけ

ですけれども、特になければ札幌市で示している名称になるかと思うのですが、二つの計画をあわせて札幌市障がい者プランという名称を考えているのだけれども、どうだろうかという提案がありました。これについて、特にご意見を持っている方はいらっしゃいますでしょうか。

よろしいですか。

(「なし」と発言する者あり)

松川議長 そうだなと言われればそうだなという名称かと思います。特に問題はないのかなという感じがしていますが、よろしいですか。

(「異議なし」と発言する者あり)

松川議長 それでは、用意されている議題はこれで終わりになりますけれども、その他として、事務局からもしあればよろしくお願ひします。

事務局(西田事業計画担当係長) 特にございません。

4. 閉 会

松川議長 それでは、以上をもってきょうの会議は終わりたいと思います。

どうもお疲れさまでした。

以 上